平成二十七年第一 二月定例会会議员工第一回大阪広域式 録水道 企 業 団 議 会

·成二十七 年二月十三日 (金曜) 午後 時 開議

〇出席議員

佐

〇欠席議

崩の

長 竹

術 長 事 業 管 理 部 長 松 本

経 営 管 理 部 企 画 課 長 松本 竜三 景司

十九八七五四

豊

田 西

稔

且 或 敏 克

哲 芳

水

京中吉池

井 川 田

文 史

番 番 番 番

治 恵 勝

立籔岡清

事 位営管理 部 広域連携課長 辻

事 事 事 業管理 業管理 部 部 契約検査課長 事業推進課 長 中田 小谷 耕介

監 監 査 委 査 員 事 委 務 局 長 員 高平 西 克尚

+ +

やよい

++ +

三番

川口村

二番

一番

住 内

代 彦

四番

司鎌西坂野

訓 康 生 雅 留

史 博

五番

野

博

〇職務のため出席した者

務 局 長

議 議 会 会 事 事 務 務 局 局 書 書 記 記 尾﨑 松ヶ野 元伸 健

〇議事日程

会期決定の件 会議録署名議員の指 名

二十七番 二十六番 二十四番

田川秋松乾

英 秀

士 夫

一十三番

京

子 一 昭

一十五番

中 光 月 尾

昭

善

二十二番 一十一番

十番 九番

大

束

石

八番 七番 六番

野々下 木ノ本

重

夫

三重松

清

司 子 寬

二十九番 二十八番 藤 竹 田谷 司 茂 勝

十番 井 上 昭

六 番 福 岀 正

輝

〇説 ため出席した者

副 企 長

技 兼

経 位営管理 部 長兼総務 課 長 吉田

経 経 営 管 理 部 財 務 課 長 上田 敏之 伊宏

業

管 理 部 計 画 課 長 藤谷 光宏

業

管 理 部 管 財 課 長 横 Ш 亨

第三 諸 脱の報

(工事監査結果の報告及び例月現金出

納

検

説明者の通知)

結果の報告)

第 四 業団運営方針説明

(竹山企業長説明)

第 五 第一号議案 大阪広域水道企業団職員 同行休業に関する条例制定の件 の配偶

第二号議案 大阪広域水道企業団職員の給与 種類及び基準に関する条例等一部 \mathcal{O}

改正の件

第三号議案 大阪広域水道企業団水道企業条 例

部改正の件

四号議案 平成二十六年度大阪広域水道 団水道事業会計補正予算の件 企

五号議案 平成二十六年度大阪広域水道企 団工業用水道事業会計補正予算

第六号議案 平成二十七年度大阪広域水道 企

第七号議案 平成二十七年度大阪広域水道企 工業用水道事業会計予算の件

寸

水道事業会計予算の件

第六 般

〇会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

〇乾議長 いたします。 ただいまより平成二十七年二月定例会を開会

〇乾議長 本日の会議を開きます。

〇乾議長 会議録署名議員は、 田中昭善議員及び有岡久一議員を指名いたします。 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。 会議規則第七十八条の規定によ

〇乾議長 本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いま お諮りいたします。 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

〇乾議長 御異議なしと認めます。

よって、 会期は一日と決定いたしました。

〇乾議長 〇乾議長 金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておき 監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

〇乾議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておき ましたので、御了承願います。

ましたので、御了承願います。

〇乾議長 します。 日 程第四、 企業団運営方針説明を議題といた

〇乾議長 れを許可いたします。 企業長から発言の申し出がありますので、

〇乾議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長 登壇)

〇竹山企業長 います。 大阪広域水道企業団企業長の竹山でござ

ず御出席を賜り、 たところ、議員の皆様方には御多用にもかかわりませ ございます。 本日は、平成二十七年二月定例会を招集いたしまし 厚く御礼申し上げます。ありがとう

事業運営に取り組んでいるところでございます。 に、安全・安心で良質な水の安定的供給と持続可能な 模水道事業者といたしまして、 皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。 当企業団は、大阪の暮らしと産業活動を支える大規 私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、 その使命を果たすため

ております。 実行計画となる中期経営計画を策定することといたし 行うとともに、平成二十七年度から五年間の具体的な してまいりました課題に対応するため、計画の改訂を 施設整備マスタープランにつきまして、新たに顕在化 今年度は、施設整備に関する基本計画でございます

策について御説明申し上げます。 これらの計画も踏まえながら、 来年度の重点的な施

まず初めに、安定供給に向けた取り組みでございま

格的な更新事業を進めるための計画の策定に向け、 電施設の整備などを推進するとともに、既設管路の本 体的な検討に着手いたします。 続き施設の耐震化や供給系統の二重化、非常用自家発 を維持できる信頼性の高い水道を構築するため、 災害発生時におきましても、最低限の社会経済活動 引き 具

ます。

次に、安全・安心で良質な水の供給に向けた取り組

新たな水処理課題である微小生物などの漏出対策と

するなど、より安全で良質な水道水の供給に努めてま 水処理実験装置により最適な浄水処理プロセスを検討 ともに、 いります。 いたしまして、庭窪浄水場に後ろ過施設を整備すると 施設更新を控えております村野浄水場では、

ざいます。 次に、持続可能な事業運営についての取り組みでご

ます。 三十一年度までの累積欠損金の解消を目指してまいり きましては、中期経営計画の最終年度となります平成 続き効率的な事業運営に努め、水道用水供給事業にお まず、経営の効率化についてでございますが、引

ります。 八年度以降、検討結果の制度への反映を目指してまい 水準や基本使用水量についての検討を行い、平成二十 また、工業用水道事業におきましては、適正な料

ているところでございます。 ットを享受できるよう、統合素案の取りまとめを進 の水道事業の統合に向け、住民の皆様が最大限のメリ 現在、当企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村と 次に、広域的な事業運営についてでございます。

実現に向け、着実に前進してまいりたいと考えており 協議、説明を行いながら、平成二十九年四月の統合の ましても御理解をいただくことを初め、丁寧な検討・ 来年度には統合案をまとめ上げ、企業団議会におき

取り組んでまいります。 村との連携の拡大や技術支援につきましても引き続き また、市町村水道事業の個別業務の受託など、 市

人員計画案に基づき、平成二十八年度までに職員数を 当企業団では、 次に、スリムな組織づくりについてでございます。 平成二十三年度に策定いたしました

平成二十三年度比で一割削減することを目標に取り 組

んでまいりました。

りたいと考えております。 を図るとともに、職員の人材育成にも力を注いでまい ソーシングすることといたしており、 ターを設置し、給与事務などを一括して新たにアウト 来年度から、仮称ではございますが、総務事務セン 組織のスリム化

層の御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。 団及び府域の水道事業の円滑な推進につきまして、一 議のほどよろしくお願い申し上げます。 予算案四件の議案を提出いたしておりますので、 上げました。議員の皆様方におかれましては、 また、 以上、当企業団の運営方針につきまして御説明申し 本日の定例会におきましては、条例案三件、 当企業 御審

以上でございます。ありがとうございました。

〇乾議長 以上で企業長の説明は終わりました。

〇乾議長 定の件」ほか六件を一括議題といたします。 広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制 日程第五、 議案第一号から第七号まで「大阪

〇乾議長 御了承願います。 議案はお手元に配付いたしておきましたので、

〇乾議長 議案につきまして、 副企業長の説明を求めま

〇乾議長 清水豊副企業長。

清水豊副企業長 登壇

〇清水副企業長

本議会に提出いたしました第一号議案 んください。 から第七号議案について御説明申し上げます。 提出議案の表紙をお開きいただき、一ページをごら

行休業に関する条例制定の件でございます。 第一号議案は、 大阪広域水道企業団職員の配偶者同

> 事項を定めるものでございます。 する配偶者と生活をともにすることを可能といたしま 配偶者同行休業制度を導入するため、条例で必要な 地方公務員法の改正に伴い、職員が外国で勤務等を

運営に支障がないと認めるときは同行休業を承認する ことができることを定めるものです。 第二条は、職員が申請をした場合において、公務の 第一条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

在事由を定めるものです。 もに、第四条は同行休業の対象となる配偶者の海外滞 第三条は、同行休業を認める期間を三年とするとと

二ページをお開き願います。

のです。 第八条は同行休業者の届け出に関することを定めるも 条は同行休業の承認の取り消し事由に関することを、 第六条は同行休業の期間の延長に関することを、第七 第五条は、同行休業の承認の申請に関することを、

を行うことができることを定めるものです。 員に係る業務の処理のために任期付採用や臨時的任用 第九条は、 同行休業の期間中において、休業した職

三ページをごらんください。

を企業長に委任するものでございます。 第十条は、本条例の施行に関し、 必要な事項の定め

四ページをお開き願います。

基準に関する条例の一部改正でございます。 類及び基準に関する条例等一部改正の件でございます。 まず、改正条例の第一条は、職員の給与の種類及び 第二号議案は、大阪広域水道企業団職員の給与の種

新旧対照表をごらんください。

改正後欄の第十六条をごらんください。 右側が改正前、 左側が改正後の条文でございます。

管理職員特別勤務手当の支給を定めております第十

支給することを定めるものでございます。 前五時までの間に勤務した場合におきましても手当を 等、 六条に第二項を追加し、管理監督職員が災害への対 臨時・緊急の必要により、平日の午前零時から午

定義を改めるものでございます。 第二十条第三項におきましては、 高齢者部分休業の

ものとされたことにあわせ、必要な規定整備を行うも のでございます。 について、法定の上限が撤廃され、任命権者が定める 地方公務員法の改正により、高齢者部分休業の期

五ページをごらんください。

採用に関する条例の一部改正でございます。 の給与は支給しないことを規定するものでございます。 第二十四条は、配偶者同行休業の承認を受けた職員 次に、改正条例の第二条は、一般職の任期付職員の

新旧対照表をごらんください。

す平日深夜の管理職員特別勤務手当を特定任期付職員 に支給しないこととするため、 に関する条例第十六条第二項に追加を予定しておりま 一項のみとして規定するものでございます。 第七条第三項の改正は、職員の給与の種類及び基準 適用範囲を第十六条第

続きまして、六ページをお開き願います。

例の一部改正でございます。 改正条例の第三条は、職員の育児休業等に関する条

とするものでございます。 児休業及び育児短時間勤務をすることができないこと 任期付職員または臨時的任用職員につきましては、育 配偶者同行休業者の業務を処理するために採用した

に規定を追加するものでございます。 をすることができない職員として、 新旧対照表のとおり、育児休業及び育児短時間勤 第二条及び第八条

改正条例の第四条は、 人事行政の運営等の状

第二条第一項に規定しております公表事項につきま況の公表に関する条例の一部改正でございます。

追加するものでございます。 して、地方公務員法の一部改正に伴い、休業の状況を 第二条第一項に規定しております公表事項につきま

七ページをごらんください。

部改正の件でございます。 第三号議案は、大阪広域水道企業団水道企業条例一

第三条第三項に規定しております工業用水道事業の第三条第三項に規定しております工業用水道事業の水需要予測の見直しに基づき、経済産業省へ事業計画の変要予測の見直しに基づき、経済産業省へ事業計画の変要がよります工業用水道事業のがました。

予定しております。きましては、いずれも平成二十七年四月一日の施行をおお、第一号議案から第三号議案に係る各条例につ

説明申し上げます。 水道企業団水道事業会計補正予算の件につきまして御続きまして、第四号議案、平成二十六年度大阪広域

三ページをお開き願います。お手元の別冊、第四号議案、第五号議案の議案書の

第二条の業務の予定量をごらんください。

を減額補正しております。
改良事業につきまして十九億七千六百二十二万三千円水管等の布設工事の事業費が減少したことなどにより、水管等の布設工事の事業費が減少したことなどにより、水管等の布設工事の事業費が減少したことなどにより、対野

。 次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんくださ

水道事業収益では四億五千九百三十二万二千円を減額構からの返還金を特別利益に計上したことなどから、まず、収入でございますが、独立行政法人水資源機

補正しております。

億八千九百九十三万円を減額補正しております。億四千九百三十六万五千円を減額補正しております。第四条の資本的収入及び支出をごらんください。第四条の資本的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、直近の資金状況を勘案まず、収入でございますが、直近の資金状況を勘案はず、収入でございますが、人件費、修繕費の抑制また、支出でございますが、人件費、修繕費の抑制また、支出でございますが、人件費、修繕費の抑制

万一千円を減額補正しております。しや入札差金の発生などにより、十八億五千百三十八また、支出でございますが、事業の実施年度の見直

正しております。

、次の第五条は、企業債について、起債の限度額を補

算実施計画等の説明書をごらんください。 なお、詳細につきましては、五ページ以降の補正予以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。

御説明申し上げます。 水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件について続きまして、第五号議案、平成二十六年度大阪広域

十九ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

千立方メートルとしたところでございます。六万七千立方メートル下回る一億七千二百八十四万六使用水量が減少したことにより、当初の見込みを九十(一)の年間総配水量につきましては、受水企業の

千円を減額補正しております。増補改良事業につきまして十三億一千七百六十二万一の施設拡充工事などの事業費が減少したことにより、(三)の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場等

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんくださ

申し上げます。 次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明

二十ページをお開き願います。

ます。得できたことにより、八千十万円を増額補正しており得できたことにより、八千十万円を増額補正しておりまず、収入でございますが、新たに国庫補助金を獲

十二万一千円を減額補正しております。しや入札差金の発生などにより、二十八億一千七百六また、支出でございますが、事業の実施年度の見直

います。 以上が工業用水道事業会計の補正予算の内容でござ

続きまして、平成二十七年度当初予算について御説正予算実施計画等の説明書をごらんください。なお、詳細につきましては、二十一ページ以降の補

明申し上げます。

で、受水市町村や受水企業に努めたところでごいった経営環境の変化による影響を適切に見込んだ上いった経営環境の変化による影響を適切に見込んだ上の改訂や現在策定中の中期経営計画二〇一五 - 二〇一の改訂や現在策定中の中期経営計画二〇一五 - 二〇一の改訂や現在策定中の中期経営計画二〇一五 - 二〇一九に基づき、必要な事業費の確保に努めたところでごれに基づき、必要な事業費の確保に努めたところでごれに基づき、必要な事業費の確保に努めたところでごれに基づき、必要な事業費の確保に努めたところでごれに基づき、必要な事業費の確保に努めたところでごれています。

特に、施設の耐震化やバックアップ機能の強化など、

めてまいります。 湖水事故への対策など、新たな課題への取り組みも進工業用水道事業において、臨海地区で増加しつつあるとともに、用水供給事業における後ろ過施設の導入や、災害に強い水道施設の整備に引き続き着実に取り組む

業費を計上させていただいたところでございます。道との連携強化を図ることとし、そのために必要な事との水道事業の統合に係る検討・協議を初め市町村水さらに、当企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村

三ページをお開き願います。お手元の別冊、第六号議案、第七号議案の議案書の

道事業会計予算の件につきまして御説明申し上げます。第六号議案、平成二十七年度大阪広域水道企業団水

第二条の業務の予定量をごらんください。

百万立方メートルを見込んでおります。(一)の年間総給水量につきましては、五億一千六

ております。

でおります。

。 次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんくださ

上しております。 業収益として四百五十億八千三百五十二万八千円を計益や長期前受金戻入などの営業外収益を含めた水道事益ず、収入でございますが、料金収入などの営業収まず、収入でございますが、料金収入などの営業収

十三億六千七百一万五千円を計上しております。費用や特別損失などを含めた水道事業費用として四百償却費といった営業費用を初め企業債利息等の営業外次に、支出でございますが、動力費、薬品費、減価

四ページをお開き願います。

十一億三千六十万二千円を計上しております。庫補助金や工事負担金、建設受託工事収入などで百三まず、収入でございますが、企業債の発行を初め国第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

ります。 還金で四百十億二千六百八十四万一千円を計上してお 次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償

ざいます。 債の起債の限度額や償還の方法などを定めたものでご第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、企業

容でございます。 以上が水道事業会計の平成二十七年度当初予算の内

施計画等の説明書をごらんください。 なお、詳細につきましては、七ページ以降の予算実

明申し上げます。 水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説

二十七ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

ます。 六十九万立方メートルを見込んでいるところでござい六十九万立方メートルを見込んでいるところでござい六十九万立方メートルを見込んでいるところでござい

ります。 設工事など、二十四億七千八百十二万円を計上してお 浄水場等における施設改良工事やバイパス配水管の布 (三)の主要な建設改良事業でございますが、大庭

い。 次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんくださ

三十四万八千円を計上しております。を含めた工業用水道事業収益として九十三億四千四百益を初め長期前受金戻入などの営業外収益や特別利益まず、収入でございますが、料金収入などの営業収

九万七千円を計上しております。
めた工業用水道事業費用として七十四億八千二百六十いった営業費用や企業債利息等の営業外費用などを含次に、支出でございますが、動力費、減価償却費と

申し上げます。 次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明

二十八ページをお開き願います。

ております。 証券償還金などで十一億二千四百五十三万円を計上しまず、収入でございますが、工事負担金や投資有価

す。 還金などで四十五億六百三万四千円を計上しておりま 次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償

从こぶこ巻月く重事巻 WithのZ 兌こっ ご三 更有切ち借入金の限度額などを定めたものでございます。第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、一時

算の内容でございます。 以上が工業用水道事業会計の平成二十七年度当初予

算実施計画等の説明書をごらんください。 なお、詳細につきましては、三十一ページ以降の予

〇乾議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○乾議長この際、日程第五、議案第一号から第七号まで「大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する議長

団の一般事務に関する質問を行います。団の一般事務に関する質問を行います。

〇乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員 登壇)

〇岡議員 高槻市の岡糸恵でございます。

で一般質問させていただきます。 水道に向けた今後の進め方についてのテーマ

問いたします。 まず一問目として、三団体との統合協議に関して質

ールについて報告がございました。 全員協議会において、検討・協議の概要及びスケジュ この三団体の統合協議については、昨年七月の議員

等の報告がございました。 また、先日の議員全員協議会においては、 その内容

ていくのか、お伺いいたします。 協議の状況と企業団として今後どのように協議を進め まず、 三団体との統合協議について、 現在の検討

伺いいたします。 会計についてはどのような協議をされているのか、お また、報告の中では説明がございませんでしたが、

となるのか、あわせてお伺いいたします。 また、国庫補助制度については全ての市町村が対象

以上、 一問目といたします。

辻敏之経営管理部広域連携課長。 これより答弁を求めます。

〇乾議長

、辻敏之経営管理部広域連携課長 登壇)

〇辻経営管理部広域連携課長 降、これまで検討を進めてまいりました。 議につきましては、平成二十六年四月に覚書の調印以 町及び千早赤阪村との水道事業統合に向けた検討・協 企業団と四條畷市・太子

てきたところでございます。 合の事業見通しと、 将来の水需要を予測した上で、単独で経営していく場 具体的には、現状と今後の課題を整理するとともに、 それらを比較して統合のメリットを求め 企業団と統合する場合の事業見通

企業団と統合する場合の事業見通しにおき

ます。 事業という国庫補助制度を活用するなど、三団体に最 大のメリットが発現できるよう鋭意検討を進めており ましては、厚生労働省が創設しました水道広域化促

討しているところでございます。 団の技術力・組織力を活用することにより、技術職員 の不足など、三団体の抱える課題が解消されるよう検 また、統合後の事業運営体制につきましても、 企業

明させていただきたいと考えております。 容につきまして、中間報告として議会への説明を予定 しておりまして、その後、速やかに企業団議会へ御説 なお、三団体におきましては、今後これらの検討内

を予定しております。 た七月には四十二市町村の首長会議におきまして最終 報告案を御審議いただいた後、企業団議会への御説明 におきましては、五月から六月に三団体の議会で、ま 今後のスケジュールといたしましては、二十七年度

村の議会において規約改正案等の御審議をいただきた 書の締結を行い、九月以降は三団体を含む四十二市町 いと考えております。 その後、三団体と企業団において統合に関する協定

合に向け、進めてまいります。 例案や予算案の御審議をいただき、二十九年四月の統 二十八年度には、企業団議会におきまして必要な条

いるところでございます。 会計と三つの水道事業会計を保有する方向で検討して につきましても、また水道事業同士の会計につきまし にも、現段階では、用水供給事業会計と水道事業会計 え方としましては、費用の負担区分を明確にするため あわせて、御質問いただきました会計についての考 分離する方向で、すなわち一つの用水供給事業

最後に、 国庫補助制度につきましてでございますが

> う財政支援を行う制度でございます。 整備などに対しても、統合のインセンティブとなるよ その受け皿となる水道用水供給事業者等の水道施設の 間を限度として行うとともに、その同額を上限として 対しまして、その事業費の三分の一の財政支援を十年 う場合、統合先の小規模水道事業者の施設更新事業に この補助制度は、市町村域を越えた事業統合などを

皿となる団体が対象となる制度でございます。 水道事業の給水人口がおおむね十万人以下であり、か つ資本単価が九十円以上である事業体を対象としてお この国庫補助を受ける基準としましては、 比較的小規模で財政状況の厳しい団体とその受け 統合先

〇乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員

〇岡議員 たします。 のように進めていかれるのか、二問目としてお伺 水道に向け、今回の三団体との統合協議を踏まえ、ど ように思われてなりませんが、企業団として、府域一 た国庫補助制度について説明をお聞きいたしました。 これまでの説明では、三団体に限定した取り組みの 三団体に向けての協議の内容、また会計、ま

〇乾議長 辻敏之経営管理部広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長

〇辻経営管理部広域連携課長 企業団としましては、大 けて大きな弾みになるものと考えております。 体との統合を実現させることが今後の府域一水道に 道を目指すこととしており、現在進めております三 備基本構想に基づきまして、最終目標として府域一水 阪府が平成二十四年三月に策定しました大阪府水道 寸

 \mathcal{O} につきまして、 そのため、 水道事業の主担者で構成される運営協議会等を通じ 今後は三団体の具体的な統合のメリット 企業団議会はもとより、 四十 一市町村

まして情報を発信してまいります。

の検討も行ってまいります。るよう、インセンティブとするための新たな支援制度ましても、企業団との統合について前向きに検討できまた、三団体だけではなく、ほかの構成団体におき

ております。 道に向け、着実に広域化を推進してまいりたいと考えを希望される団体には積極的に支援を行い、府域一水をのような取り組みにより、新たに企業団との統合

〇乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員 登壇)

○岡議員 説明はわかりました。

今回、一般質問として取り上げた趣旨は、今回の三最後に、要望として申し上げます。

しました。
の統合協議に重要な意味を持つものと考えて質問いた団体との統合協議のあり方が今後の他自治体に向けて

。 まず、要望の一点目ですが、報告の内容についてで

へき、ほど目によることとなっております。 の最終報告案が審議されることとなっております。 が、スケジュールを見ると、五月、六月には統合素案 一回目の報告としてはこれでよいのかもしれません

会での報告内容は不十分であると思います。で示されていることからしても、先日の議員全員協議で示されていることからしても、先日の議員全員協議経営することにあるとの企業団の設立趣意の企業団像経営することにあるとの企業団を設立する最大のメリが必要であり、市町村が企業団を設立する最大のメリが必要であり、市町村が企業団を設立する議案の審議

先ほどの御答弁の中で、現在進めている三団体との明確にする必要性があるということです。二点目に、今後の統合に関する議論における課題を

統合を実現することが今後の府域一水道に向けて大き

えます。

からも議論が必要ではないかと考えます。府域一水道を目指すということであるなら、その視点の事業見通しをもってのみ判断されているわけですが、三点目ですが、統合条件の判断が当該自治体として

図れるのではないかと考えます。との意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための議論を深めるべきであるということであります。めの議論を深めるべきであるということであります。かの議論を深めるべきであるということであります。ということであります。との意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための意味ではないかと考えます。

以上、四点の要望をお願いして、一般質問を終わり

以上です。

○乾議長 これをもって、上程の議案に対する質疑及び ○乾議長 以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

〇乾議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

(午後一時五十分再開)

〇乾議長

休憩前に引き続き議事を続行いたします。

の乾議長 日程第五の議案七件に対する討論は、通告が

Q乾議長 これより、日程第五の議案七件につきまして

か六件を一括して採決いたします。
業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件」ほ
が、大阪広域水道企

〇乾議長 お諮りいたします。

ることに御異議ありませんか。以上の議案七件につきまして、原案のとおり決定す

(「異議なし」の声あり)

〇**乾議長** 御異議なしと認めます。

した。
よって、以上の議案七件は原案のとおり可決されま

○乾議長 これをもって平成二十七年二月定例会を閉会○乾議長 以上をもって平成二十七年二月定例会を閉会

午後一時五十一 閉会

議 長 乾 一

副 議 長 京西 且哲

議 員 田中 昭義

議 員 有岡 久一